

**安曇野市景観条例（改正案）【改正箇所抜粋】**

※今後の法規審査等により、変更・修正となる場合があります。

（景観計画に定める事項に関する措置）

第 8 条 景観計画区域は、規則で定めるところにより、次に掲げるエリアに区分するものとする。

- (1) まちなかエリア
- (2) 田園エリア
- (3) 山麓・山間部エリア
- (4) 山岳エリア

2 市長は、前項各号に掲げるエリアのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する土地であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める区域を景観づくり重点地区として定めることができる。

- (1) 農地、集落、街区、別荘地等、景観上の一体性が認められる区域
- (2) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観を有する区域
- (3) 第 29 条第 1 項に規定する景観づくり住民協定が締結されている区域
- (4) その他市長が認める区域

3 市長は、景観づくり重点地区を指定、変更又は解除しようとするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項各号に掲げるエリア及び第 2 項に掲げる景観づくり重点地区における法第 8 条第 2 項第 2 号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（以下「行為制限」という。）及び同条第 3 項に規定する良好な景観の形成に関する方針（以下この条において「方針」という。）は、そのエリア（景観づくり重点地区を定めた場合にあつては、景観づくり重点地区）ごとに定めるものとする。

5 景観づくり重点地区において定める方針は、その地区が該当するエリアの方針と調和の保たれるものでなければならない。

6 景観づくり重点地区が定められたときは、その地区が該当するエリアの行為制限に代えて、又は加えて、その地区において定める行為制限を適用する。

（計画提案）

第 9 条 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、法第 15 条第 1 項の規定による景観協議会並びに第 29 条第 1 項の規定による景観づくり住民協定の認定を受けた団体及び第 30 条第 1 項の規定による景観づくり市民団体の認定を受けた団体とする。

2 景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第 7 条ただし書の条例で定める規模は、法第 81 条第 1 項の規定による景観協定、景観づくり重点地区又は景観づくり住民協定の目的となる土地の区域に限り、0.1 ヘクタールとする。

- 3 市長は、法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定による提案があった場合において、法第 12 条の規定による判断をするときは、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の提案を行った者は、安曇野市景観審議会に出席し、その提案に関する意見を述べることができる。
- 5 市民等は、前条第 2 項の各号のいずれかに該当する区域において、その区域内で所有権又は借地権を有する者の 3 分の 2 以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 3 分の 2 以上となる場合に限る。）を得て、市長に対し、景観づくり重点地区の指定又は変更を提案することができる。

（景観計画への適合）

- 第 11 条 市長は、この条例の施行前から存する建築物、工作物、屋外広告物又は空地が、景観計画に適合しないもので、景観づくりのために必要があると認めるときは、それらの所有者、管理者、占有者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとるよう指導することができる。
- 2 市長は、景観づくり重点地区内の既存の建築物、工作物、屋外広告物又は空地が、その地区に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、管理者、占有者又は使用者に対し、景観づくりに配慮した管理、利用その他必要な措置をとることを要請することができる。

（行為の届出及び公表）

- 第 12 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
  - 3 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 1 条第 2 項第 4 号に規定する条例で定める図書は、完成予想図、外構図その他の規則で定める図書とする。
  - 4 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、景観法施行令第 4 条第 1 号及び第 4 号に掲げる行為とする。
  - 5 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、その行為が安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成 22 年安曇野市条例第 28 号）第 24 条第 1 項の規定による事業承認を受けなければならない場合は、同条例第 18 条第 2 項に規定する開発事業の案を提出した後でなければならない。
  - 6 景観づくり重点地区内で行為を行おうとする場合にあつて、第 1 項の規定により届出

をした者は、届出の日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、その行為に係る事項を記載した標識を予定区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

- 7 前項の規定による標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその設置の完了を届け出なければならない。

#### (事前協議)

第21条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者で、規則で定める大規模行為をしようとする者は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第18条第2項の規定による開発事業の案を提出しようとする日(同条例第38条の規定による特定開発事業に該当する行為にあつては、同条例40条第1項の規定による特定開発事業の素案の提出をしようとする日)の60日前までに、規則で定めるところにより市長と協議をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があつたときは、その協議をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による協議があつたときは、安曇野市景観審議会の意見を聴くことができる。
- 4 第1項の規定による協議は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、終了するものとする。
  - (1) 協議が調つたとき
  - (2) 協議が調わない場合においては、その協議をした者が、規則で定めるところにより、市長にその協議の終了を申し出て、これに相当の理由があると市長が認めるとき。
- 5 市長は、前項の規定により協議が終了したときは、その協議をした者に対し、その協議の結果を通知するものとする。
- 6 市長は、良好な景観づくりを行うために必要と認められるときは、第1項の規定による大規模行為をしようとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

#### (景観重要眺望点の指定等及びこれに係る手続)

第28条 市長は、特に良好な眺望景観を享受することができる場所を景観重要眺望点として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定しようとするときは、あらかじめ、安曇野市景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による景観重要眺望点を指定したときは、その旨を公表するものとする。
- 4 市長は、景観重要眺望点について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による景観重要眺望点の指定の解除について準用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に安曇野市の適正な土地利用に関する条例第18条第2項の規定による開発事業の案(同条例第38条の規定による特定開発事業に該当する行為にあつては、同条例40条第1項の規定による特定開発事業の素案)の提出を受理されている行為に対する第21条各項の適用については、なお従前の例による。